



東京海上・米国新興成長株式ファンド

追加型投信／海外／株式

愛称：グローイング・アメリカ

2018年6月25日作成

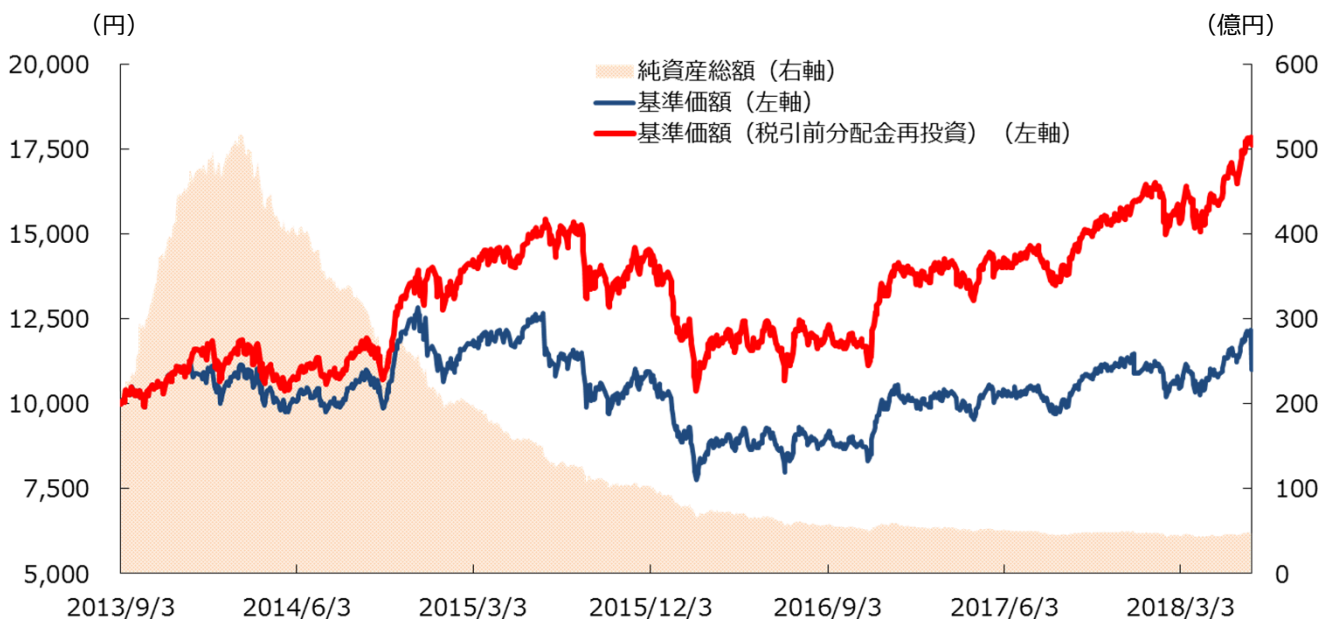
第10期決算について

「東京海上・米国新興成長株式ファンド（愛称：グローイング・アメリカ）」は、2018年6月22日（金）に第10期決算を迎え、基準価額水準、市況動向などを勘案して、分配金は1万口当たり1,000円（税引前）といたしました。

ファンドの基準価額および組入資産の状況

■ 基準価額の推移

2013年9月3日～2018年6月22日 日次



* 基準価額は信託報酬控除後のもので、設定日前日（2013年9月2日）を10,000円としています。

* 基準価額は1万口当たりで表示しています。

■ 基準価額および純資産総額の状況

2018年6月22日時点

基準価額	: 11,015円
基準価額（税引前分配金再投資）	: 17,640円
純資産総額	: 4,313百万円
分配金（1万口当たり、税引前）	: 1,000円

* 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

* 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決めます。分配対象額が少額の場合などには、分配を行わないことがあります。

◆ 第10期決算期間騰落率（税引前分配金再投資）
（2017年12月23日～2018年6月22日）**10.4%**

* ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものととして計算しているため、実際の投資家利回りとは異なります。

■ 組入資産の状況

2018年6月22日時点

資産	比率 (%)
東京海上・米国新興成長株式マザーファンド	48.5
LM・US新成長株式ファンド（適格機関投資家専用）	49.4
短期金融資産など	2.0
合計	100.0

* 比率は、ファンドの純資産総額に占める割合です。

* 短期金融資産には未払金等が含まれるため、組入比率がマイナスとなる場合があります。

上記は過去の実績であり、将来における実際の運用成果や運用動向などを示唆・保証するものではありません。



東京海上・米国新興成長株式ファンド

追加型投信／海外／株式

愛称：**グローイング・アメリカ**

2018年6月25日作成

当期の投資環境と運用状況

（投資環境）

当期の米国中小型成長株式は前期末と比べて上昇しました。

2017年末から2018年初にかけては、米国で税制改革法案が成立したことや企業業績への期待の高まりなどから株式市場は堅調に推移しましたが、2月に入り、2018年1月の米国の雇用統計で民間部門の平均時給が事前予想を上回り、インフレが加速することへの懸念が高まったことから、米連邦準備制度理事会（FRB）が利上げペースを加速するとの見方が広がり米国長期金利が上昇、株式市場は大幅に下落しました。その後、市場は落ち着きを取り戻したものの、米国に端を発する貿易関税強化の発表を受けて上値の重い展開となりました。期の後半にかけては、米国による貿易戦争に対する懸念が再燃する場面が見られたことや、欧州における政局不安の広がりなどから下落する局面がありましたが、米国企業の底堅い業績動向などを背景に概ね堅調に推移しました。

（ファンドの運用状況）

このような環境下、2つの投資信託証券への投資割合が各々50%程度となるように運用を行いました。その結果、組入銘柄の株価上昇がプラスに寄与し、前期末比で10.4%（税引前分配金再投資ベース）程度上昇しました。

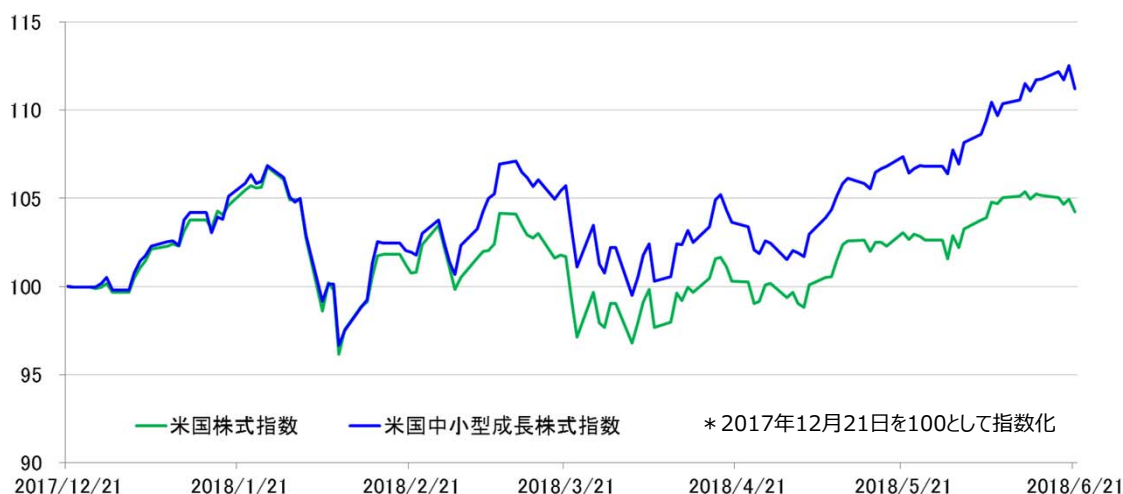
（米国中小型成長株式の見通し）

当期は、米国株式市場全体に対して米国中小型成長株式のパフォーマンスは上回りました。

米国経済は堅調な企業業績やトランプ政権による税制改革などを背景に、緩やかながらも拡大を続けていくと考えます。持続的な経済成長、労働市場の改善、所得増加は株式市場にとってポジティブな要因であり、当ファンドの組入銘柄の業績にとってもプラスに働くと考えています。トランプ政権による保護主義的な政策や貿易摩擦に対する懸念の高まりが投資家心理にもたらす影響は注視する必要がありますが、株式市場への影響は限定的であると考えており、底堅い企業業績を背景として中小型成長株式市場は継続的に上昇すると考えます。

米国株式指数の推移（規模別）

2017年12月21日～2018年6月21日 日次



※ 米国株式指数：ラッセル3000インデックス（配当込み）
米国中小型成長株式指数：ラッセル2500グロース・インデックス（配当込み）

出所：ラッセル・インベストメント

上記は当資料作成時点における見通しを含んでおり、将来、その内容は変更されることがあります。
上記は過去の実績であり、将来における実際の運用成果や運用動向などを示唆・保証するものではありません。



東京海上・米国新興成長株式ファンド

追加型投信／海外／株式

愛称：**グローイング・アメリカ**

2018年6月25日作成

ファンドの特色

1 米国の取引所に上場されている中小型株式(DR(預託証券)^{※1}を含みます。以下同じ。)のうち、新興成長株式^{※2}を実質的な主要投資対象とします。

※1「DR(預託証券)」とは、ある国の企業が自国以外の国で株式を流通させる場合に、株式そのものは銀行等に預託して、その代替として発行し、上場させる証券です。主に米ドル建てで発行されています。

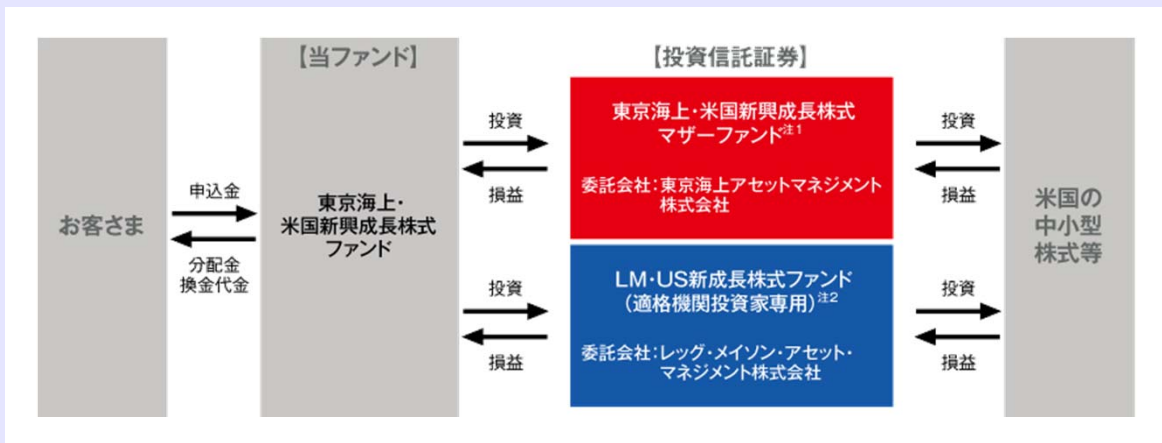
※2 当ファンドでは、中小型株式のうち売上高や収益の拡大等により成長が見込まれると考える企業(以下「新興成長企業」)の株式を「新興成長株式」といいます。

2 運用会社の異なる2種類の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。

- ◆ 当ファンドは、「東京海上・米国新興成長株式マザーファンド(以下「米国新興成長株式マザーファンド」ということがあります。)」および「LM・US新成長株式ファンド(適格機関投資家専用)(以下「LM・US新成長株式ファンド」ということがあります。)」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ^{*}です。
*ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券を投資対象とするファンドです。
- ◆ 「米国新興成長株式マザーファンド」の実質的な米国株式の運用は、ビクトリー・キャピタル・マネジメント・インク(以下「ビクトリー・キャピタル」ということがあります。))の運用チームであるアールエス・インベストメンツが行います。
- ◆ 「LM・US新成長株式ファンド」の実質的な米国株式の運用は、レグ・メイソン・インク傘下の運用会社であるクリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー(以下「クリアブリッジ・インベストメンツ」ということがあります。))が行います。
- ◆ 「米国新興成長株式マザーファンド」と「LM・US新成長株式ファンド」の各投資割合は、当ファンドの純資産総額に対して、50%程度とすることを原則とします。

< ファンドの仕組み >

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。



注1 「米国新興成長株式マザーファンド」において、東京海上アセットマネジメント株式会社は米国株式の運用の指図に関する権限をビクトリー・キャピタルに委託します。

注2 「LM・US新成長株式ファンド」はファミリーファンド方式により運用を行います。ファミリーファンド方式とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンド(親投資信託)に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。なお、「LM・US新成長株式ファンド」の主要投資対象である「LM・US新成長株式マザーファンド」において、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社は米国株式の運用の指図に関する権限をクリアブリッジ・インベストメンツに委託します。

3 為替ヘッジを行いません。

- ◆ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。



東京海上・米国新興成長株式ファンド

追加型投信／海外／株式

愛称：**グローイング・アメリカ**

2018年6月25日作成

ファンドの主な投資リスク

詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

当ファンドは、主に投資信託証券への投資を通じて外国の株式等値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは**元本が保証されているものではありません**。
委託会社の運用指図によって**信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します**。投資信託は**預貯金や保険と異なります**。
当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、**投資元本を割り込むことがあります**。

株価変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドでは、相対的に値動きの大きい中小型株式へ投資するため、大型株式へ投資する場合に比べて、基準価額がより大きく下落する場合があります。
為替変動リスク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

※ 投資リスクは、上記に限定されるものではありません。

お申込みメモ

詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

購入単位 (当初元本 1口=1円)	分配金受取コース 1万口以上1口単位、1万円以上1円単位 分配金再投資コース 1万円以上1円単位
購入価額	購入申込受付日の 翌営業日 の基準価額
換金単位	1口単位
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則として、換金請求受付日から起算して、 6営業日目 からお支払いします。
申込締切時間	原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては、翌営業日受付の取扱いとなります。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよび既に受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、購入・換金のお申込み日が以下の日のいずれかに該当する場合には、お申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
信託期間	2021年12月22日まで(2013年9月3日設定)
繰上償還	受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき、当ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還することがあります。
決算日	6月および12月の各22日(年2回。ただし、当日が休業日の場合には翌営業日とします。)
収益分配	原則として、毎決算時に、分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。 ※分配対象額が少額の場合などには、分配を行わないことがあります。
課税関係	個人の場合、収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の差益に対して課税されます。 ※課税上は、株式投資信託として取り扱われます。※益金不算入制度および配当控除の適用はありません。 ※税制改正などにより、課税上の取扱内容が変更になる場合があります。 公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。詳しくは、販売会社窓口にお問い合わせください。



東京海上・米国新興成長株式ファンド

追加型投信／海外／株式

愛称：**グローイング・アメリカ**

2018年6月25日作成

ファンドにかかる手数料等について

詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

購入時に直接ご負担いただく費用

購入時手数料	購入金額に応じて、以下の手数料率を購入価額に乗じて得た額となります。
--------	------------------------------------

購入金額に応じて、以下の手数料率を購入価額に乗じて得た額となります。

購入金額	手数料率
5,000万円未満	3.240%(税抜 3.0%)
5,000万円以上1億円未満	2.160%(税抜 2.0%)
1億円以上3億円未満	1.080%(税抜 1.0%)
3億円以上	0.540%(税抜 0.5%)

換金時に直接ご負担いただく費用

換金時手数料	ありません。
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%

ありません。

換金請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%

投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬率は、信託財産の純資産総額に対し、 年率1.998%(税抜1.85%)程度 (注1)となります。 ・LM・US新成長株式ファンドの信託報酬率:純資産総額に対し、年率0.432%(税抜0.4%)(注2) ・米国新興成長株式マザーファンドの信託報酬率:信託報酬はかかりません (注1)当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味して、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。なお、投資対象とする投資信託証券の組入比率などにより変動します。 (注2)「LM・US新成長株式ファンド」を50%組み入れるとした場合の率です。
------------------	--

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬率は、信託財産の純資産総額に対し、**年率1.998%(税抜1.85%)程度**(注1)となります。

・LM・US新成長株式ファンドの信託報酬率:純資産総額に対し、年率0.432%(税抜0.4%)(注2)

・米国新興成長株式マザーファンドの信託報酬率:信託報酬はかかりません

(注1)当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味して、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。なお、投資対象とする投資信託証券の組入比率などにより変動します。

(注2)「LM・US新成長株式ファンド」を50%組み入れるとした場合の率です。

その他の費用・手数料	信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0108%(上限年64.8万円))、信託事務などに要する諸費用、立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管などに要する費用、借入金の利息および組入投資信託証券においてかかる費用等が保有期間中、その都度かかります。 ※監査費用を除くこれらの費用は実際の取引などにより変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
------------	--

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0108%(上限年64.8万円))、信託事務などに要する諸費用、立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管などに要する費用、借入金の利息および組入投資信託証券においてかかる費用等が保有期間中、その都度かかります。

※監査費用を除くこれらの費用は実際の取引などにより変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※当ファンドの手数料等の合計金額については、保有期間などに応じて異なりますので表示することができません。

※税制が改正された場合などには、税込手数料等が変更となることがあります。

ファンドの関係法人

- 委託会社 **東京海上アセットマネジメント株式会社** 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号
加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
- 受託会社 **三菱UFJ信託銀行株式会社**
- 販売会社 **みずほ証券株式会社** 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号
加入協会:日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

《当ファンドの照会先》

上記販売会社、または、「東京海上アセットマネジメント サービスデスク」までお問い合わせください。
サービスデスク 0120-712-016(土日祝日・年末年始を除く9時~17時)

＜一般的な留意事項＞

◆当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。投資信託説明書(交付目論見書)は販売会社までご請求ください。◆当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。◆当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表などの内容は、将来の運用成果や市場環境の変動などを示唆・保証するものではありません。◆投資信託は、値動きのある証券など(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。◆投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。◆投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。◆投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。◆登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。